⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑽　申請書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
⑾　提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　契約書作成の要否　要
⒁　不落後の特命契約の有無　無
⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⒃　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒄　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⒅　「調査基準価格」を下回る入札を行った者　「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⒆　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⒇　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札説明書を参照。）
㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hisashi Iwata, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the New Meishin Expressway Komaki Bridge (substructure).
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 28 February 2011
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 May 2011 (If brought with you, 4 : 00 P.M. on 6 May 2011)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003 Tel 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年１月 14 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（高負）ＹＫ41工区（２－２）ＹＫ42工区（１－１）基礎工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市鶴見区生麦一丁目
⑷　工事内容
①　ケーソン基礎工（12基）
・ケーソン基礎　掘削量約27,200㎥　コンクリート約12,500㎥　鉄筋約4,200ｔ
②　仮設工他
・仮囲い工約250m　整地工約8,600㎡
⑸　工期　契約締結日の翌日から840日間
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法・材質等）の変更を伴わない範囲とする。
２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における土木工事に係る一般競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は２者で構成された共同企業体であること。
⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・平面積40㎡以上の橋梁ケーソン基礎の施工
②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・橋梁ケーソン基礎の施工
⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成23年７月26日（火）を予定している。
①　主任技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成12年度以降に専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
・提案する工法による橋梁ケーソン基礎の施工の実績を有すること。なお、複数の工法による施工を提案する場合において、配置予定技術者単独で複数の工法による実績を有する者を選定できない場合は、主たる工法以外の工法の現場経験者（主任技術者、監理技術者又は現場代理人）についても本工事に専任で配置すること。また、補助工法を伴う工法を提案する場合においては、それも含めて１つの工法と考える。
・市街地（ＤＩＤ相当）における基礎工事の施工
ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）
②　監理技術者については、以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。
ア　建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。